

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）5月9日（諮問第247号）

答申日：令和8年（2026年）6月30日（答申情第204号）

事案名：地下水涵養割合に関する文書の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、企業Aから実施機関へ提出された地下水涵養計画に関する文書について、令和6年（2024年）7月31日に行った部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）6月17日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の内容に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

現在、操業中の企業Aの地下水涵養計画書関係

①熊本県地下水保全条例第35条第1項に基づく最新の地下水涵養計画書

②①に係る令和5年度又は直近の地下水涵養実施状況報告

- 2 令和6年（2024年）7月31日、実施機関は、本件請求文書に該当する行政文書として企業Aから実施機関へ提出された地下水涵養計画書及び地下水涵養計画実施状況報告書を特定し、その一部を開示する決定（以下「原処分」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）10月31日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）5月9日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

行政文書部分開示決定の処分の妥当性についての審査及び処分の取消の裁決を求め、条例第7条第3号アを根拠として不開示とされた企業Aの地下水採取量及び涵養割合の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

ア 企業Aは、熊本県地下水保全条例第35条第3項の規定に基づいて、地下水採取量及び涵養割合の情報を含む地下水涵養計画実施状況の報告義務を負っており、当該報告の内容は、同条第4項に規定する「知事による公表」の対象とされていることから、条例第7条第3号アに規定する「法人の正当な利益を害するおそれ」の「おそれ」があるとは認められず、開示できる情報である。

イ 審査請求人が別途行った企業Bの地下水涵養計画実施状況報告書の開示請求に対し、実施機関は、地下水採取量及び涵養割合を開示していることから、企業Aの地下水採取量が開示された場合でも、企業Bと同様に企業Aに「損害が生じることはない」ことは容易に推測できる。

ウ 熊本県地下水保全条例第35条第4項の「知事による公表」は、地下水採取量及び涵養割合等の情報の把握と一般の公表等によって（地下水）許可採取者による規制の遵守を実効あるものとし、この法の目的である地域共有の貴重な資源（財産）の保全及び県民の健康の保護及び生活環境の保全を達成するために設けられた規定である。このことから、地下水採取量及び涵養割合は、条例第7条第3号のただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示されるべきである。

(2) 反論書の要旨

ア 熊本県地下水保全条例第35条第4項の「知事による公表」の対象となる地下水涵養計画実施状況報告の内容は、本条例の規定から、正しく「前項の規定による報告」であり、同条第3項の規定から、「第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者」＝「個別企業」の報告値として地下水涵養の実施量及び地下水採取量に対する地下水涵養量の割合を公表しなければならないことは明らかである。

イ 実施機関は、弁明書において、企業Bと比較して企業Aを不開示とした理由を述べているが、いずれも企業Bにおいても該当する考え方であり、「合理的判断」というための根拠が示されておらず、失当と考える。

ウ 地下水採取による人の生命、健康、生活又は財産への影響の度合いを把握

するには、市町村単位等の地下水採取量の総量が明らかにされるだけでは不十分で、それぞれの地下水採取が行われる位置と採取量等の情報が不可欠であることは、実施機関は十分認識しているはずである。

(3) 意見書の要旨

熊本県地下水保全条例と同様の趣旨及び目的をもって定められた熊本市地下水保全条例に基づいて、熊本市は、熊本市域で年間採取量3万m³以上の全ての大規模地下水採取者の地下水採取状況等に関する毎年の報告内容を「熊本市地下水採取状況等報告書」としてインターネットに公表している。このことから、各報告の主要部分である地下水採取者の個々の地下水採取量を省略しない形での公表がなされるべきである。

(4) 口頭意見陳述の要旨

許可採取者による地下水採取量の情報は、令和5年度に改正された熊本県環境影響評価条例で導入された、アセス対象除外事業の適用性確認に必要な情報となっているが、地下水採取量が不開示になることで、熊本県環境影響評価条例の適用が適正に行われているかどうか、県民が把握できない状況が生じている。これは実施機関が主張している県民の地下水の関心の高まりに対応するための情報提供として行うものに反する状況ではないか。

第4 実施機関の説明要旨

- 1 実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明書の要旨

ア 熊本県地下水保全条例第35条第4項で知事が公表することとしているものは「報告の概要」である。審査請求人が開示を求めている個別の地下水採取者の地下水採取量は、地下水涵養計画実施状況報告書における報告値そのものであり、概要ではないことから、審査請求人の主張は根拠とならない。

イ 企業Aと企業Bの開示内容の違いについて、同じ半導体関連企業であってもその業態は様々であることから、次のとおり検討し、条例第7条第3号アに該当すると判断した結果の開示であり、合理的に判断している。

(ア) 個別の地下水採取量等は、採取者によっては公開している場合がある。

(イ) 地下水採取量は、企業の技術的情報であり、関連情報を含め、その取扱いや公開状況等が企業によって異なることが考えられ、開示の可否については事業者の意見を踏まえ、個別に判断することが必要である。

(ウ) 企業Aは、自社で開発・生産した製品を販売する業態であるため、自社の生産能力・生産規模が明らかになった場合、価格交渉において不利となる可能性がある。

ウ 企業Aが所在する菊陽町における工業用の地下水採取量（令和5年度）は約440万トンと公表しており、重点地域（熊本県地下水保全条例第25条の2に規定する特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域）における地下水採取量約1億6千万トンと比較すると少量であり、企業Aが極端に多く地下水を採取している状況ではなく、条例第7条第3号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要である」とは認められない。

なお、実施機関は、不開示とした企業Aの分も含む市町村単位での地下水採取量を公表しており、市町村単位での公表により審査請求人の指摘する目的は達成されるものであり、個別企業の採取量を公表しなければならない理由とはならない。

（2）審議会における説明聴取の要旨

ア 条例第7条第3号ア該当性について

半導体製造工場の生産過程において、水は各生産工程の洗浄水として使用されているが、水の使用量は、生産活動の規模や稼働状況と密接な相関関係にある。また、地下水採取量は工場における総水使用量の主要な構成要素として、涵養割合は地下水採取量に対する補填状況を示すものであることから、工場における水利用の全体像や運用の状況を示す重要な情報である。これらの数値が公になることで、他の公開情報や競合他社が入手できる半導体製造に関する情報等と照合されることにより、生産能力や設備の稼働状況などの推測につながる。このように、事業活動の実態や競争力に関わる情報が推知され得ることは、競争上の不利益を招くおそれがあり、当該法人の正当な権利利益を害する蓋然性があるものと考えている。

以上のことから、地下水採取量及び涵養割合は、条例第7条第3号アに該当する。

イ 企業Bとの開示内容の違いについて

企業Aは、（1）イ（ウ）で説明したとおり、自社で開発・生産した製品を販売する業態であり、競合他社に生産能力・生産規模が知られた場合、企業Aの生産能力・生産規模を踏まえて、競合他社が設備投資等の対策を行うことが考えられ、さらには、企業Aが拡張するより先に生産体制を整えて需要を奪いに来ることも考えられる。このため、工場全体の生産能力・生産規模が推測されうる水使用量等の情報は、機密情報になる。さらに、条例第15条第1項の規定により、企業Aに対し開示に係る意見書提出の機会を付与したところ、地下水採取量の開示について正当な権利利益を害するおそれがある旨主張しており、これらを踏まえて不開示と判断した。

一方、企業Bは、ファウンドリ（発注元の半導体メーカーからの注文を受

け、半導体チップを製造する業態)であり、ファウンドリとして圧倒的な世界シェアを有するため、自社の生産能力や生産規模は、顧客に対し積極的にアピールしていく情報になると考えられる。このため、工場全体の水の使用量等の情報が公開され、生産規模が推測されても支障がないと考えられる。企業Bの行政文書の開示に係る意見書においても、地下水採取量の開示については差し支えないとのことであったため、これらを踏まえて開示と判断した。

ウ 条例第7条第3号ただし書前段の該当性について

企業Aの事業活動によって危害等が現に生じているかを判断する指標として、地下水位が挙げられるが、企業A周辺の観測井戸の地下水位は横ばい又は上昇傾向であるため、企業Aの地下水採取によって危害等は現に生じていない。仮に地下水位の著しい低下が今後生じたとしても、特定の事業者における地下水採取との関連性については慎重に判断する必要があると考えられる。よって、企業Aの地下水採取量の開示が直ちに人の生命、健康、生活又は財産等の利益の保護に資するものとは限らず、企業Aによる地下水採取と具体的な危害との因果関係が明らかでないため、不開示とすることが相当であると考えられる。

エ 地下水採取量及び涵養割合の公表について

実施機関では、熊本県地下水保全条例に基づく地下水の特定採取者から報告される地下水採取量を取りまとめ、重点地域全体及び市町村単位で、工業用、水道用等の用途別の地下水採取量を「報告の概要」として公表している。個別企業ごとに地下水採取量を公表していない理由として、地下水は採取を行う地点ごとに点在しているのではなく、同じ地下水を共有しているため、個別企業の採取量ではなく市町村単位での広域的な採取量を公表することにより、県民の地下水保全への関心の高まりに対応できるものと考えているためである。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分
の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 熊本県地下水保全条例の規定について

熊本県地下水保全条例第35条第1項において、地下水採取の許可を受けようとする者は、地下水の涵養に関する方策を記載した地下水涵養計画書を知事に提出することとなっており、同条第3項において、第1項により地下水涵養計画を提出した者は、当該計画の実施状況を記載した地下水涵養計画実施状況報告書を毎年度、知事に提出しなければならないこととされている。さらに、同条第4項において、知事は、同条第3項の規定による報告の概要を公表することとされて

いる。

2 本件処分の対象文書について

本件処分の対象文書は、令和元年度に企業Aから実施機関へ提出された地下水涵養計画書及び、令和6年度に企業Aから実施機関へ提出された地下水涵養計画実施状況報告書である。本件対象文書には、以下①ないし④の欄が設けられており、実施機関は原処分において、企業Aの代表者印の印影と企業Aの地下水採取量及び涵養割合を条例第7条第3号アに該当するとして不開示とし、企業Aの担当者氏名及び担当者連絡先を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

- ① 提出者の住所、氏名（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）、連絡先
- ② 揚水設備の設置場所、井戸の番号及び本数、地下水用途
- ③ 涵養方策ごとの涵養計画量、涵養実施量
- ④ 地下水の年間採取量、涵養割合（地下水年間採取量に対する涵養量の割合）

3 審議の対象について

原処分のうち、代表者印の印影を条例第7条第3号アにより不開示としたこと及び担当者氏名と担当者の連絡先を条例第7条第2号により不開示としたことについては審査請求人と実施機関の間で争いがないことから、当審議会では審査請求人が開示を求めている地下水採取量及び涵養割合を条例第7条第3号アにより不開示としたことの妥当性について、以下検討することとする。

4 原処分の妥当性について

（1）条例第7条第3号アの規定及び解釈について

ア 条例第7条第3号アは、次の情報を不開示情報として規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報（中略）を除く。

イ 条例第7条第3号アは、法人等に関する情報は原則として開示するが、事業活動に係る情報で、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報は、不開示とすることを定めたものである。

なお、ここでいう「競争上の地位その他正当な利益」とは、法人等の公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものである。「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。

（2）条例第7条第3号ア該当性について

本件審査請求の対象となる不開示情報は、企業Aの年間の地下水採取量及び地下水採取量に対して涵養している水量（涵養量の合計から地下水採取量を除したもの）を示す涵養割合である。

実施機関の説明によると、半導体製造工場の生産過程において、水の使用量は生産活動の規模や稼働状況と密接に関連しており、地下水採取量及び涵養割合は工場全体の水利用の全体像や運用状況を示す重要な情報であることから、これらの数値が公になることで、他の公開情報や競合他社が入手し得る技術情報等と照合されることにより、企業の生産能力や設備稼働状況等の推測につながり得るとのことであった。

さらに、企業Aについては自社で研究・開発及び生産した製品を販売する業態であり、企業の生産能力や設備稼働状況等が明らかになった場合、競合他社との間で価格交渉において不利となり、競争上の不利益を招くおそれがあるとの説明があった。

また、実施機関は開示にあたって、企業Aから、地下水採取量を開示された場合、工場内の生産規模等の推測につながり、企業Aの競争上の地位や正当な権利利益を害するおそれがある旨の意見書の提出があったことから、意見書の内容及び当該情報の性質を踏まえ判断したとのことであった。

一方で、審査請求人が開示内容の違いを主張している企業Bについては、ファウンドリとして世界的なシェアを有し、生産能力等を積極的に公表することが事業上の特性に合致するとの説明があり、企業Bも開示に支障がない旨を述べていたことから、両社の業態の違いに応じて個別に判断を行った旨の説明があった。

上記説明を踏まえ、当審議会において確認したところ、当該情報は、地下水涵養計画という環境施策に関連する数値としての側面だけでなく、企業の生産活動に関わる要素も含んでおり、他の公開情報や競合他社が入手し得る技術情報等と照合することで、企業Aの生産能力、設備稼働状況、さらには事業戦略に関わる情報の推測を可能とする性質を有していることが認められた。特に、企業Aは自社開発製品を販売する業態であり、生産能力・設備稼働状況等が競争上の重要な要素となることから、当該情報が外部に知られることにより、競合他社が設備投資や生産体制の調整等の対抗措置を講じることが容易となることが考えられる。これらに加え、企業A自身が、地下水採取量を開示された場合、工場内の生産規模等の推測につながり、企業Aの競争上の地位や正当な権利利益を害するおそれがある旨の意見書の提出を行っていることも踏まえると、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があると認められる。

なお、審査請求人は、地下水採取量及び涵養割合は、熊本県地下水保全条例第35条第4項に規定される「知事による公表」の対象とされるべき情報で、熊本市が個別企業ごとに地下水採取量を公表している例を挙げ、実施機関にお

いても個別企業の地下水採取量を公表及び開示すべきであると主張する。

しかしながら、同条例第35条第4項に規定される公表制度は、地域全体の地下水の状況を把握するための概要的な情報の公表を予定しており、個別企業ごとの地下水採取量を公表する制度とはなっていない。審査請求人は、実施機関においても熊本市と同様に個別企業ごとの地下水採取量を公表すべき旨主張するが、熊本市と実施機関では、公表の根拠となる条例が異なっており、熊本市地下水保全条例施行規則では個別企業ごとの地下水採取量が公表事項として規定されているのに対し、実施機関が根拠としている熊本県地下水保全条例施行規則では公表事項として個別企業ごとの地下水採取量は規定されていない。よって、熊本県地下水保全条例施行規則において個別企業ごとの地下水採取量が公表事項として規定されていない以上、熊本市と公表内容が違いますが、実施機関において個別企業ごとの地下水採取量を公表及び開示することの根拠とはならない。

以上のことから、企業Aの地下水採取量及び涵養割合は条例第7条第3号アに該当するものと考えられる。

(3) 条例第7条第3号ただし書前段の該当性について

審査請求人は、熊本県地下水保全条例が地下水採取量等の把握と公表を通じて地域共有の貴重な資源（財産）の保全と県民の健康の保護を図る趣旨であることから、企業Aの地下水採取量も条例第7条第3号ただし書にある「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要な情報」に該当すると主張している。

この点につき、実施機関は、企業Aの地下水採取量は地域全体と比較して相対的に少なく、周辺の地下水位も横ばい又は上昇傾向にあることから、企業Aの地下水採取によって現に危害が生じているとは認められず、ただし書に規定されているような公益上の開示の必要性は認められないと主張した。

当審議会において確認・検討したところ、企業Aの地下水採取行為によって現に人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じているとは認められなかった。仮に、今後地下水位の低下が認められたとして、地域全体の地下水位の低下と企業Aの地下水採取行為との因果関係の判断は慎重を要するものと考えられ、企業Aによる地下水採取行為によって具体的な危害が発生する蓋然性が高いとも認められないことから、当該情報は条例第7条第3号ただし書前段に該当しないものと判断する。

(4) 小括

したがって、本件対象文書に記載された地下水採取量及び涵養割合を条例第7条第3号アに該当するとして不開示とした原処分は妥当である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審議会の判断に影響を及ぼすもの

ではない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 5月 9日	・ 諮問（第247号）
令和8年（2026年） 3月10日	・ 審議
令和8年（2026年） 4月16日	・ 口頭意見陳述
令和8年（2026年） 5月15日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 6月11日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

部会長 大日方 信春

委 員 伊豆野 和代

委 員 竹本 正盛